

しかし、このような契約義務の絶対性は、当事者間に不公正を招いたり不都合が生じるケースもあり、衡平の観点から債務者を免責させる方が妥当な場合もありました。そのための理論として、**黙示の条項の原則**(doctrine of implied term)が唱えられるようになり、これが**フラストレーションの法理**(doctrine of frustration)へと発展しました。フラストレーションの法理とは、契約の後発的不能のうちのある場合につき、契約を消滅させ債務者を免責させるという法原則で、かかる効果をもたらす後発的不能を**フラストレーション**と呼びます。

しかしながら、このようなフラストレーションが成立するか否かの判断は、結局は裁判または仲裁に委ねられるため、円滑さが求められる商取引の世界では、不測の事態が起こった場合の契約の運命と当事者の責任について、あらかじめ契約中に定めておくことが慣行となりました。これが**不可抗力条項**(force majeure clause)です。

不可抗力条項を定める場合には、自らの当事者としての立場を考慮し、天変地異などの自然現象だけでなく、工場におけるストライキなど自然現象でないものも予測されることはすべて列記しておく必要があります。

なお、不可抗力条項において、具体的事由の列挙の後に「**その他当事者の支配することのできない一切の事由**」のような包括的文言を付加することがありますが、その文言通り無制限に一切の事由が含まれるようになるわけではありません。これは英米法の「**同種文言の原則**」(rule of *ejusdem generis*)に依拠するもので、このような包括的付加文言は、具体的列挙事由と同種類の事由でそこに漏れたもののみを意味すると解釈されるからです。

(英文例)

Article 12. Force Majeure

Neither party hereto shall be liable to the other party for any failure or delay in the performance of any of its obligations under this Agreement for the period and to the extent such failure or delay is caused by riots, civil commotions, rebellion, insurrection, wars, hostilities, laws, orders, regulations, restrictions in the use of the power, embargos, labor dispute, strikes, lockouts, perils of the seas, pirates, actions by the government or any government agency, military or usurped power, confiscation, terrorist activities, mobilization, acts of God, earthquakes, floods, storms, fires, accidents, explosions, epidemics, quarantine restrictions, or other similar or different contingencies beyond reasonable control of the respective parties. The party affected shall notify the other party in writing of the circumstances within thirty (30) days. If it is expected that the circumstances of force majeure may last longer than six (6) months, the party which has not declared the force majeure shall have the right to terminate this Agreement upon thirty (30) days' prior notice to the other party.

(日本語訳)

第 12 条 不可抗力

本契約のいずれの当事者も、本契約の義務の不履行または履行遅滞が、暴動、動乱、反乱、謀反、戦争、戦争行為、法律、命令、規則、権限行使制限、禁輸措置、労働争議、ストライキ、工場閉鎖、海難、海賊行為、政府または政府機関による行為、軍部による行動または略奪行為、没収、テロ活動、戦時体制、天災、地震、洪水、暴風、火災、事故、爆発、疫病、隔離、または各当事者の合理的支配を越えたその他の類似もしくは異なる不測の事態によるものである限り、その期間に限って当該義務の不履行または履行遅滞について相手方当事者に対して責任を負わないものとする。影響を受けた当事者は、30 日以内にその状況を相手方当事者に書面により通知するものとする。不可抗力の状況が 6 か月を超えて継続すると予測された場合、不可抗力を宣言しなかった当事者は、相手方当事者に 30 日の事前の通知を与えることにより本契約を解除する権利を有するものとする。

参考文献:

「ローダス 21 最新法律英語辞典」(東京堂出版)

「法律英語のカギー契約・文書・述語」(長谷川俊明著)

「英文契約書の基礎知識」(The Japan Times 編)

「英文契約書作成のキーポイント」(中村秀雄著、商事法務研究会編)

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」第 8 号 2017 年 8 月 15 日発行

発行元:

産機エンジニアリング株式会社 翻訳・通訳グループ 土中 健弘(文責)

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原 46-59

TEL: 093-871-5139/FAX: 093-872-5219

E-mail: donaka@sankieng.co.jp

URL: <http://www.sankieng.co.jp/>

☆☆

Copyright © 2017 SANKI ENGINEERING CORPORATION All Rights Reserved.